

第1回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成27年6月4日(木) 18:00~

場 所

世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、天野委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員、松田委員、
正岡委員、石井委員、上田委員、五島委員、橋谷委員、上保委員、得原委員、中村委員

欠席委員

池本委員、太田委員、飯田委員、椎川委員

事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、小野児童課長、田中保育課長、
上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭課長、
大澤教育委員会事務局副参事(区立幼稚園用途転換担当)

資 料

1. 世田谷区子ども・子育て会議委員名簿
2. 世田谷区子ども・子育て会議条例
3. 子ども・子育て会議の位置づけ、役割
4. 平成27年度子ども・子育て会議のスケジュール
5. 外遊び検討委員会の設置について(案)
- 6-1. 妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の設置について
- 6-2. 障害児等保育検討委員会の設置について
7. 教育・保育事業者認可・指導のしくみの検討について
8. 世田谷区の現況と子ども計画(第2期)及び子ども・子育て支援新制度の概要
9. 支援事業計画に掲げる事業の26年度実績について

【冊子等資料】

- ・世田谷区子ども計画(第2期) 同概要版
- ・世田谷区保育の質ガイドライン
- ・せたがや子育て応援ブック

議事

香山課長 お待たせしました。それでは定刻になりましたので、今期第1回の子ども・子育て会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、また、夜間の開催にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

会長選出までの間、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の香山でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

まだ2名の方がお見えではないのですが、本会議の委員は学識経験者8名と区民、事業者、子ども・子育て支援団体の代表11名の計19名で構成されております。本日は所用のため、池本委員、太田委員、椎川委員からご欠席の連絡をいただいております。

委員の皆様の委嘱状でございますが、皆様の机上に配らせていただいております。

それでは開会に当たりまして、子ども・若者部長の中村よりご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

中村部長 皆さん、こんばんは。子ども・若者部長の中村です。本日は暑い中、また遅い時間に多数ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。それと、この子ども・子育て会議の委員にご就任いただきまして、重ねてご礼申し上げます。後ほど、各委員のご紹介の時間をとりたいと思っておりますが、2年間このメンバーでご議論いただきたいと思います。どうかよろしくお願いいいたします。

さて、この子ども・子育て会議ですけれども、これまでもたくさんのご意見とご示唆をいただきまして、おかげさまでこの4月から新たな子ども計画をスタートさせることができました。また、子ども・子育て支援新制度を迎えることもできました。この子ども・子育て会議の役割は、後ほど事務局からご説明いたしますけれども、今期は子ども計画の第2期を推進するための具体的な取り組みについてご意見をいただきたいということと、まだまだ課題が多いと言われております新制度についてもさまざまなお立場からご意見をいただきまして、よりよい運用につなげていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、委員の皆様には忌憚なくご発言をいただきまして、活発なご議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

香山課長 ありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、お手元に配付させていただいております

す資料の確認をさせていただきます。

まず次第、2枚目ですが、資料1、世田谷区子ども・子育て会議委員名簿、資料2、世田谷区子ども・子育て会議条例、資料3、子ども・子育て会議の位置づけ・役割、資料4、平成27年度子ども・子育て会議のスケジュール、資料5、外遊び検討委員会の設置について(案)、資料6-1、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の設置について、資料6-2、障害児等保育検討委員会の設置について、資料7、教育・保育事業者認可・指導のしくみの検討について、資料8、世田谷区の現況と子ども計画(第2期)及び子ども・子育て支援新制度の概要、ホチキスどめになっております。それから最後、資料9、支援事業計画に掲げる事業の26年度実績をお配りしております。また、冊子のほうが、世田谷区子ども計画(第2期)、また同計画の概要版、それから世田谷区保育の質のガイドライン、せたがや子育て応援ブックがございます。あと、委員からのパンフレットを配布しております。

資料の不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(1) 委員紹介

香山課長

それでは続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料1、世田谷区子ども・子育て会議委員名簿をごらんください。なお、名簿につきましては、学識経験者委員、事業者委員、区民委員の順に作成しております。初回でございますので、お名前をお呼びしましたら、所属、ご専門などを含めて簡単にご挨拶をお願いしたいと存じます。

〔委員紹介・事務局紹介〕

(2) 会長、副会長選任

香山課長

では続きまして、会長、副会長の選任に移ります。

資料2、世田谷区子ども・子育て会議条例をごらんください。第5条に、会長に関する規定がございます、委員の互選により定めることとなっております。事務局といたしましては、昨期の子ども・子育て会議の副会長をお務めいただきました森田委員に会長をお引き受けいただきたくご推薦させていただきますが、いかがでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。それでは、森田委員に会長をお引き受けいただきたいと思っております。それでは、森田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

子ども・子育て会議という名称になって、昨年度までは地域保健福祉

審議会の1つの部会としてやらせていただいている、おんぶにだっこで何とか区の制度として形をつくってきたというのが昨年だったと思いますが、そこに命をきちんと入れていかなければならないというのが今年の役割だと思っています。子育て家庭が、やはりこの世田谷に来て子育てしてよかったな、子どもたちがここで本当に健やかに育ってくれているなというようなことが日本中に発信できるような、そんな事業がここで展開できるように、皆さんと力を合わせていきたいと思っておりますので、どうぞ協力いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

香山課長

ありがとうございました。

続きまして副会長の選任でございますが、条例第5条第3項に、副会長は、会長の指名する委員をもって充てるという規定がございます。会長のからご推薦いただけますでしょうか。

会長

たくさんの方々に今回ご協力いただいているのですが、先ほども少しお話しさせていただきましたが、やはりこの子ども・子育て会議は社会福祉全般のサービスとの協働が必要になってくるということもありまして、実は昨年度から加藤委員にそちらの委員をお願いして、ずっとその接続をお願いしてまいりました。そんなこともありまして、ちょうど働き盛りの年齢でもありますので、ぜひここで一肌脱いでいただいて、世田谷全体の子育てと、それから大人の問題をつないでいくような、そんな役割を果たしていただけたらなと思っておりますので、加藤委員にお願いをしたいと思っております。いかがでしょうか。(拍手)

香山課長

ありがとうございます。それでは、加藤委員に副会長をお引き受けいただきたいと思えます。

それでは、加藤副会長よりご挨拶をお願いいたします。

副会長

加藤と申します。よろしくお願いいたします。

会長がこの会議を欠席することはまずないと思っておりますので、その点は安心して引き受けさせていただきたいと思えます。昨年度から地域保健福祉審議会の委員もさせていただいておりまして、ここでの子どもの視点に立ったさまざまな貴重な意見をそちらの審議会のほうでしっかりと伝えて、そこでは高齢者のこと、障害者のことが総合的に話し合われていくわけですけれども、しっかりと子どもの視点に立った施策づくりということで、こちらの議論を橋渡ししていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

香山課長

ありがとうございました。

それでは会長、今後の議事につきまして、どうぞよろしくお願いいたします

します。

会長

それでは、夕方から夜にかけて、時間は20時までと決まっております。あと1時間40分くらい時間がありますので、今後の議事を適切に進めたいと思っております。ご協力、お願いいたします。

(3) 子ども・子育て会議の運営について(会議の役割、27年度のスケジュール等)

会長

まず、世田谷区子ども・子育て会議の次第をごらんください。

今、具体的には(2)まで終了していることとなります。続きまして、(3)ですが、それではまず資料3について、事務局から説明をお願いします。

香山課長

それでは、事務局より資料3についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法により、基礎自治体には地方版の子ども・子育て会議の設置が求められており、区は平成25年7月に地域保健福祉審議会の専門部会として、子ども・子育て部会を設置いたしました。平成26年10月に子ども・子育て会議条例を施行し、部会の役割を引き継ぐ形で設置、運営しております。委員は、学識経験者と保育施設や幼児教育施設等の事業者及び利用者、子ども・子育て支援サービスの事業団体等の子育て当事者で構成されております。

次に、役割についてでございますが、四角に囲んであります(1)から(4)の4つを審議することが法により定められております。(1)(2)は、新制度の実施に伴い新たに必要となった保育・幼児教育施設の設置時の確認という行為にあたり、その定員が子ども・子育て支援事業計画の内容に沿っているかどうかについてのご意見をいただきます。

(3)は、事業計画の策定、変更にあたりご意見をいただくこととなっております。昨期のこの会議では計画策定にあたって多くの意見をいただけてきました。今期につきましては、中間年、つまり29年度以降の事業計画がこのままの数値目標でよいのかどうかを含めて、主に28年度にご意見をいただきたいと思いますと思っております。

次に(4)は、子ども・子育て施策の総合的な推進に係る事項と、非常に広範囲な事項の審議を行うことを定めております。区では、子ども・子育てに係る施策を総合的に推進するために子ども計画を策定しておりますので、本計画の推進に向けた取り組みの検討や計画の評価、検証についてご議論いただくことを予定しております。

位置づけ、役割については以上でございます。

会長

会議の位置づけ、役割ということで今お話がありましたが、多分皆さんはこの子ども・子育て会議に対してこんな会議であってほしいという

願いがあると思います。この会議体をこれから運営していくにあたって、いろいろなご希望があるとは思いますが、制度としてはこういう形になっているということをご理解いただいて、どういうふうこれから運営していくか、あるいはどういう会議にしたいかというようなことは後で少し議論をさせていただこうと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから今回、この第1回の会議を始めるにあたって、当初、実はかなり長い時間をかけて子ども・子育ての計画について説明する予定でしたが、今回新しく着任された委員の方々には大変申しわけないのですが、3分の2程度の方々が前回から引き継がれている方たちなものですからあまりその時間はとりたくないで、今日、事前に学習会のようなものを持っていただいたわけです。そのような形で、ある程度この議論に追いついてきていただいているということをお前提にここからの議論は進めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ですので、この子ども・子育て会議はどうあるべきなのかということについては多分いろいろなご意見等があると思ひますので、後でよろしくお願ひいたします。

ということで、会議の位置づけは終わりにさせていただいて、27年度のスケジュールを確認したいと思ひます。

資料4を見ていただきますと、今日が第1回の子ども・子育て会議になります。その後の予定について、事務局からお話しいただいてよろしいでしょうか。

香山課長

資料4をごらんください。今回を含めまして4回の開催を予定しております。おおむねの時期と想定している議題内容については記載のとおりでございます。次回以降の日程につきましては、本日の会議の最後に調整をさせていただきたいと思っております。

議題につきましては、記載の内容を予定しておりますが、委員の皆様からの議題の提案も反映させていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

会長

資料を見ていただくと、8月上旬の第2回がものすごい量で、一体何時間かけて議論するのだろうかというような議題が入っておりますけれども、子ども計画、事業計画を実施していくにはこのようにいろいろな確認をしていかなければなりません。ただ、ご多忙な方々ですので、本委員会としては4回を予定して、具体的には後でお話しいただく部会などを設置してそちらで議論をしていただきながら、こちらに集約してい

く形になると思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

運営についてはこれでよろしいでしょうか。

(4) 部会の設置について(外遊び検討委員会)

会長 それでは、(4)部会の設置について事務局より説明をお願いします。

小野課長 では、児童課長の小野から説明をいたします。お手元の資料5をごらんください。この子ども・子育て会議の部会として、外遊び検討委員会の設置をしたいと考えており、説明をさせていただきます。

今年度を初年度といたします第2期子ども計画の中では、重点政策の1つ、「子どもの生きる力の育み」の中で、子どもが屋外で仲間と思ひっきり遊んだり、たくさんの体験を通して豊かに成長することの大切さとして、外遊びの推奨と外遊びの環境の整備を掲げております。

外遊びの機会としましては、子どもたちが公園やプレーパークで遊ぶことはもちろん、地域の中のさまざまな場所、路地といったところでも遊んだり、学校の遊び場開放ですとか、自主保育を含めた屋外での親子の集まりですとか、屋外型のおでかけひろば、また、公園にリヤカーで出向く出前型のプレーリヤカーなどさまざまなものがございますが、こうした機会をさらに地域の中で広げていきたいと考えております。また、こうした地域の活動をしている団体の皆さんや地域の方々と連携をしながら、さらに充実をさせていきたいと計画しているところでございまして、この具体化に向けて今回外遊び検討委員会をこの子ども・子育て会議の部会に位置づけて、進めさせていただきたいと考えております。

2の検討内容ですが、世田谷区では自然環境ですとか緑が多い中での生活環境、こうした現状を皆さんと確認しながら、今後外遊びを全区に広げていくためにどういった機能をつくっていくことが必要なのか。また、現在プレーパークが砧地域を除く4地域にございますが、今後、地域でのプレーパークの役割をどうしていくのか。さらには、外遊びの機会を具体的には地域の方とどうつくっていけばいいのか。また、もう1つ大切なのが外遊びを支える担い手、地域、また啓発も重要だと考えておりまして、こうしたことを具体的に検討してまいりたいと考えております。

今回の検討委員会の構成ですが、有識者の方2名のほかに、区内で実際に外遊び等さまざまな活動をされている地域の方々14人で構成しておりまして、松田委員にもお願ひをしたいと考えております。

4の今後のスケジュールでございますが、この検討会としては、一定の方向性の検討を10月を目途に進めながら、まとめをしていきたいと考えております。その中では、中間報告をこの子ども・子育て会議に報告させていただき、また最終報告もさせていただきたいと考えております。一定の検討結果はそうした形でまとめてまいります。外遊びの推進を具体的にどうしていくかということは、その後も地域の方々とさらに検討を進めていくものと考えております。

なお、この子ども・子育て会議の部会としてこの検討委員会を位置づけるにあたりましては、子ども・子育て会議の会長が指名する委員の方をもって置くこととしておりますので、松田委員をこの検討会委員として就任いただくことを皆様にご承諾いただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

会長

ちょっとご説明いただきたいのですが、部会の設置と検討委員会の設置というのが(4)と(5)にあるのですが、委員会名称は両方とも検討委員会で、(4)の部会と(5)の検討委員会は違うのですか。

事務局

実際の検討委員会での検討と本会議への報告の仕組みは、あまり手はずとしては変わらないのですが、部会については条例で子ども・子育て会議に部会を設置できるという規定を設けております。本会議の委員から部会に1名選出いただいて、正式にその委員からの報告も含めて本会議に上げ、会議でのご意見をまた部会に戻すといった従属関係にある正式な専門部会という位置づけでございます。去年の地域保健福祉審議会の部会として子ども・子育て部会があったように必ず報告等を上げ、部会のご意見によって議論も左右してくるものでございます。

検討委員会のほうは、正式な部会としての位置づけではございません。また後ほど説明することになると思いますが、医療関係者などに入っていて、かなり専門的な議論が必要な会議体となるため、本会議とは切り離れた形で設置しております。ここの検討会で基本的にはご意見をいただきながらまとめていくのですけれども、この子ども・子育て会議が子ども計画全般の推進について様々なご意見をいただく機関ですので、こちらにも素案ですとか中間報告をお示しして、ご意見を頂戴したいというところです。

実際にご意見のいただき方は近いものにはなると思いますが、部会ではない別の組織の検討状況をお示しして、専門化とは別の立場からご意見をいただくということを考えているのが残り2つの検討委員会の位置づけになります。

会長

ご理解いただけたでしょうか。

委員 検討委員会についてはわかりましたが、今、外遊び検討委員会のところの概念というかお話を伺っていて、やはり外で遊ぶことはすごく大切ですし、プレーパークとかは市民の中ですごく重要な役割を果たしていると改めて思ったのですが、この中に、例えば認証保育所や保育室で園庭がない保育施設をどういうふうに組み込んでいくのかを、入れる必要があると思っていて、その概念がないなと感じました。というのは、今は園庭がなくても設置を認められているので、例えば公園に行くと、あの保育園がみんなでいっぱい来るので公園が遊びにくいといった問題が起きていると聞いています。園庭のない保育施設での外遊びをどういうふうに推進するのかということは実はすごく重要なだけけれどもあまり考えられていないので、そういうところも含めてやったほうがいいと思いました。

会長 今回枠組みとしては今お話しいただいたように外遊び検討委員会は部会として設置すると。だから、松田委員にその委員として、ある種希望と期待を背負っていただくという役割になるわけですけれども、まずはその仕組みについてご了解いただくということ、なおかつ、この委員会が設置したら、ここに対して今お話があったようにどういうふうな議論をそこに期待するかをこの会議の中で具体的に議論すること、この2段階での議論を少ししたいと思います。それでよろしいですか。

多分、とても大事なことだと思いますので、実は5分と書いてあるので承諾いただいて次の議題に進む予定だったのですが、少し議論させていただきます。

まずこの委員として、松田委員には内々そういう話があったのだらうと思いますが、松田委員が受けてくださることについてはよろしいでしょうか。それは大丈夫ですね。唐突な話ではないですね。

委員 はい、頑張ります。

会長 では、5回程度開催されるということで結構な回数だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次にその検討内容ですが、特に今お話がありましたように、具体的には単に在宅子育て家庭の子どもという話だけではなくて、施設の中でなかなか子どもたちの遊びが展開できないというような環境で今大量の保育の場が設定されているということについて、具体的な外遊びの場という議論をここでしてもらうことが可能かどうか。あるいは、それをしてほしいと先ほど委員はおっしゃっていたのだけれども、保育の事業者の方たちがいらっしゃるの、少しご意見を聞いた上で、ここで議論するのがふさわしいのか、別な形で議論することが必要なのかを少し議

論したほうが良いと思います。この議論が必要なのかどうかということ、具体的にはどこで議論するかという話で良いと思うのですが、いかがですか。

委員

おそらく園庭のない認可園もそうですが、まさしく今おっしゃられたところが私たちの抱えている一番の問題点でして、クレームを多々受けることもあります。児童館の団体での使用は禁止になりました。団体で利用してはいけない、使う場合は事前に予約を入れないといけないという形で、いくつか遊び場は失っているのが実情です。ただ、当園の場合はかろうじて屋上に園庭がありまして、そこで水遊び等はできますので、そういった場があるところはいいのですが、ない園がほとんどなので、そういうところをどう解決していくのかが今の問題点の1つだと思っています。

会長

ほかの委員にも、そのあたりについて伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

同じような状況ですので、そのとおりだと思います。当園は世田谷にある保育室ですけれども、コンクリートのごみ置き場の一部で水遊びをするような感じで、本当に環境ではかなりかわいそうな思いをさせているなという思いがあります。外には必ず毎日出るのですが、やはり近くの認証さんとか保育室さんと重なって、場所を変えますという電話が来たりします。そういう中でも、できるだけ広々としたところで遊ばせてあげたいという思いがありまして、検討中ですが、タクシーを使ってでも遠くまで行ったりできればどんなにいいかと思っています。それぐらいせっぱ詰まっていて、時間もないのですけれども、それ以上に場所がないなという思いはしています。ぜひ検討をお願いしたいです。

会長

今、世田谷は5地域に分けて地域ごとに保育ネットワークをつくっていて、具体的には私がずっとかかわっている烏山地域のネットワークは、地域で認可の保育園などが公私立を含めて協力し合いながら、認証や保育室、保育ママの方々のいわゆる遊び環境をお互いに協力し合っていくという議論をして、具体的に園に行き来するといった活動を展開していますが、そういったことも含めて、恐らく議論しなければいけないのだと思うので、このあたりの事務局としてのお考えはいかがでしょうか。

上村課長

先ほど児童課長からお話しさせていただいた外遊び検討委員会は、どちらかというと全ての子どもたちを対象にした議論を行うことを考えております。特に世田谷区の場合はみどり33を目指しており、今は25%ぐらいしかないのですけれども、緑や水面、緑道など、環境に恵まれた

ところがたくさんあります。フィールドミュージアムという言葉も一部の報告書等には出てきていますけれども、世田谷区全体では子どもたちが遊べる環境がまだまだ残されていますので、それをより広げていこうという観点から検討していこうということが目的でございます。

そういった中で、先ほどお話しいただいた保育施設での外遊びが制約されている状況にあるというご意見ですが、同じ世田谷区民のお子さんでありながら、保育環境に格差があるという現状が現実としてございます。その問題は、広い意味では外遊びの検討の中に入ってくると思えますので、課題の抽出も含めて、この検討委員会でもおそらく出てくるかとは思っております。では、それをどう解決していくかというのは、外遊び検討委員会は全ての子どもを外遊びを考えていますので、今森田会長からもお話がありましたように、地域の保育ネットを通じて保育の質の向上に努めていただいているとともに、後ほど出てきますが、本年3月に保育の質のガイドラインを策定いたしましたので、ガイドラインをどうやって地域の協力もいただきながら実現していくかという問題になってきます。改めて保育課、保育認定・調整課をはじめ、子ども・若者部の中で検討させていただく場を設け、保育の質の向上のための取り組みをどうするかという観点から考えていく必要があると思っております。

これは一例ですけれども、区立保育園では園庭や大きなプールがあるところも多いものですから、今、例えば保育室さんとか認証保育所さんのお子さんたちが区立のプールを使う場合に、こういったことに気をつけてという協定書みたいなものをどういう形で結べばいいのかというのが職員の研究テーマの1つとして報告書が上がってきております。それを実現するところまで、これからまた検討していかなくてはならないのですが、そういった取り組みも行っています。地域の保育ネットでの議論、それから区立の保育園、私立の認可保育園もたくさんございます。また、幼稚園も園庭がしっかりあるわけですので、その地域で子ども関係の施設がどう協力して世田谷区全体の子ども保育、あるいは幼児教育の質を上げていくかという観点から、別途検討する組織を考えていかなざるを得ないのかなと思っております。

会長

まだ結論を出すことではないので、そういった議論がいくつかあるということ踏まえておけばいいと思います。ただ、外遊び検討委員会も6月から設置となっていますので、ぜひここでこんな議論はしてほしいというご希望があればここで出していただいて、そして次の議事に進んでいきたいと思っております。

委員

ほかに何かありますか。

ちょっと巻き込まれ感があるのですが、よろしいでしょうか。

先ほど会長が在宅の子どものためだけじゃなくとおっしゃいましたけれども、私は、保育園に行っている子どもたちの保育環境にしぼった議論にはなってほしくないと思っています。保育園や幼稚園に通う前の乳児とかにひろば等でかかわっているという意味でも、私たちも送り出す側です。例えば休みの日でも地域に出て来てほしいのに家と職場と保育園のトライアングルになっている人などが多く、もうちょっと地域で遊ぶことを通して地域の人とつながってほしいなどいろいろな思いもあります。私も園庭のない無認可保育園に子ども3人を通わせていたので、先ほど委員がお話してくださったことは意見として伝えていきたいとは思いますが、もっと保育の視点をこの中にとということであれば、委員に入れていただいたほうがいいのかもしれないと思っています。この会議を代表していくと言われると私も恐縮してしまうのですが、それも含めてお話されるのであれば、委員を交代してほかの方に出ていただくこともありかなと思います。

私は保育の資格を持っていますが、現場の保育士ではないので、そういう点で十分に皆さんのお話を伝えきれるか不安もあり、ここは保育団体者の方が多い場ですから、そういうこともよいかと思います。逆に外遊びを必要とする地域で子育てを支援している人たちの意見というのはなかなか計画などに反映されない中で、今回計画の中に入って、世田谷的におもしろいなと思っている部分ではあります。他に、子どもたち全体の外遊びについてわざわざ部会までつくっている自治体はなかなかないので、おもしろい検討ができるのではないかと考えていますが、議論の方向性にすごくギャップがあるということであれば、私も事前に学ばなければいけないし、この場でなくてもいいですが、情報をいただきたいと思っています。

会長

具体的には、ゲストを招く可能性は十分あるわけですから、こういう議論があることを踏まえていただいて、この会議体に参加していただければいいかなと思いますので、いいでしょうか。

小野課長

第1回部会で、課題などそうしたご意見を皆さんからいただきながら出していきたいと思っています。それ以降の議論の中で、その時々テーマで必要な方の出席をお願いすることも考えたいと思っています。

会長

ぜひいろいろな方から意見を出していただいて、多くの議論がそこで展開するような形で進めていただけるといいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、部会の件はこれで終了とします。

(5) 検討委員会の設置について

(妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会)

(障害児等保育検討委員会)

会長 　　少し先の議論に入っておりましたけれども、次に、検討委員会の設置についてご説明をお願いしたいと思います。

百瀬課長 　　それでは資料6 - 1、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の設置につきまして、ご説明させていただきたいと思いません。

まず、1の主旨でございますけれども、本年4月からの第2期子ども計画の重点政策の1つといたしまして、妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防を掲げているところでございます。これは、本日お配りしている冊子の17ページで触れておりますのでまたごらんいただければと思いますが、このあり方につきまして、学識経験者、保健医療関係の方、子育て支援活動団体に携わっていらっしゃる現場の方など、7名の外部委員を交え議論を行い、ご意見等を踏まえた上で区としての方向性を定め、人員や予算をはじめ来年度に向けた準備を進めてまいりたいということで検討会を設置するものでございます。

2に記載の検討内容でございますけれども、特に妊娠中や産後、乳幼児を育てる時期はさまざまな不安を抱える時期でもあり、こうした育児不安を抱え込むことは虐待のリスクを高めてしまうことにもつながることから、就学前、特に母子保健分野に関しましての孤立化の防止、それから子育て負担感の軽減に向けた支援策の検討、ひいては虐待予防といった観点で要支援家庭等の支援について検討してまいりたいと考えているところでございます。

3に記載の検討委員会の構成につきましては、1番から7番に記載の方は先ほどご紹介させていただきました外部委員の方、8番以降は庁内の委員で構成しているところでございます。

一番最後、4の今後のスケジュールでございます。既に第1回目の検討委員会は5月25日に開催しています。本件につきましては、8月に中間報告を取りまとめていきたいと考えておりまして、そこに向けまして、当面月1回程度検討委員会の開催を予定しています。また、中間報告を策定した後の27年度の下半期におきましても、引き続き妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら支える仕組みを身近な場から充実していく方策について議論を深め、資料には1月と記しておりますが、来年2月

中をめぐり27年度の検討報告書について取りまとめていきたいと考えているところでございます。

本件に関しては以上です。

会長

続いて障害児等保育検討委員会の説明をお願いします。

田中課長

それでは、私から障害児等保育検討委員会の設置について説明させていただきます。資料6-2に従って説明していきます。

1の主旨でございますけれども、子ども・子育て支援新制度において、障害児等への対応の充実を図ることが掲げられております。また、来年の4月に施行されます、障害者差別解消法では、国や地方公共団体に合理的配慮の提供が義務化されます。簡単に申し上げますと、配慮をきちんとしなさいという法律が施行されます。現在でも保育や療育などにより障害児の方の支援を行っておりますが、その状況が大きく変化しているところです。

こういった状況を踏まえまして、3の検討委員会の構成にございまして、学識経験者、医者、特別支援学校、看護師などにご意見いただきまして、障害児等の保育のあり方を検討する検討会を設置いたします。

2の検討内容でございますけれども、現状としても保育園で障害のあるお子さんをお預かりしているという実態はありますけれども、まず保育園で現実的にお預かりできるお子さんというのは、言い方は失礼なのですが、どこまでの障害の程度なのか、その対象を整理していきたいということです。それから(2)としましては、現実的には医療体制が求められる部分があって、保育園でのお預かりが非常に難しい状況になっている医療的なケアが必要な方への対応は保育なのか療育なのかといったことも含めて検討をしていきたいと考えております。

明日第1回の検討委員会をさせていただきますし、順次検討を進め、中間での報告をさせていただきますし、今年度の1月には最終報告と考えていますが、この議論は1年で終わりという話ではなく、今後は対象の範囲、手法を決めてから、実際のお子さんの状況に応じてどういったやり方が適切な対応になるのかという議論を来年度以降深めていきたいと考えております。以上です。

会長

この2つの委員会に対しても子ども・子育て会議として、こういう議論はしてほしいという要望ぐらいは出せると思いますので、少しこれについてもご意見があればこの段階で出していただきたいと思います。そして、こういった議論が検討会を通じて行われているということも踏まえて、必要に応じて状況を報告していただくという形で進められればい

と思っていますけれども、おそらく保育の現場などではこの議論は結構影響がありますよね。幼稚園でも影響があるのではないかと思います。私も今障害のある方への配慮の責任者を大学でやっていて、現在でも人工呼吸器をつけている学生がベッドで通学しております。そういう状況で、その学生たちに対してどういう教育が可能なのかということを今具体的に実践しながら考えている状況にあります。断るということはなかなかできないわけですから、希望をしている人たちに対して一体どういうふうな配慮をしていくかということが大きな課題になってくるだろうと思います。

こういうことは議論してほしいとか、何かございましたらぜひご発言ください。いかがでしょうか。

委員

居宅訪問型の保育事業というのができたと思うんですけれども、そういうものはここには関係していくのですか。

田中課長

居宅訪問型保育事業は制度としては構築しましたが、非常に難しい部分があると思っています。保育士さんが障害のあるお子さんのところに行って1日見ていることになります。では、具体的に方法はどのようなのか、バックアップ園は必要あるのかなのか、その辺をきちんと議論しないまま、保育園に行けない場合は居宅訪問型を利用できますよという簡単な仕組みだけができている状況です。世田谷区としては、今回この議論を進める中で居宅訪問型の話も含め、例えば障害の枠で実施している療育の施設を親施設にしながら居宅訪問型みたいな仕組みを入れたりとか、そこまで議論を進めていきたいと思っています。

会長

今の話は、保育制度と療育制度をどのように活用しながら、実際世田谷にいる障害のあるお子さんを育てていらっしゃる家庭、あるいは子ども自身に保育を届けるかという議論ですよね。今回この検討委員会で具体的に議論していくということですが、ほかに何かご質問やご要望はありますか。

委員

私は職業としては理学療法士の専門学校の教員をしております。それで、障害者という話で少しお聞きしたいんですけれども、ここでおっしゃっている障害児というのは、身体的障害児のみを示しているのか、それとも昨今話題になっているような自閉症スペクトラムですとか、そういった子たちのことに関してもこのくらいまでは大丈夫という枠組みを決定していくというお話をされているのかお聞きしたいです。

田中課長

まず議論の範囲を第1回目で決めていきたいと思っていますけれども、基本的に今お預かりする上で一番困難な状況になっているのは医療的ケアが必要な方となっていますので、医療的ケアが必要な方にどのよ

うに保育や療育が適切に行われればいいかをまず第一に議論していきたいと思っています。また、通常の保育園でも預かることのできる障害の程度のお子さんもいらっしゃいますので、では保育園ではこういった程度までのお子さんはお預かりできるか、その場合、こういった配慮を保育園でしていかなければいけないのかという議論をしていきたいと思っています。

障害や発達障害など、それぞれお子さんによって個別性がありますので、今はお預かりできている場合とできていない場合とありますけれども、一般的に身体にあまり影響がなければ現実的にはお預かりしているという状況ですので、その辺の議論はあまり深めず、現実的に対応できているということで、対応できていない部分の議論が中心になると思います。

会長
委員

ほかに何かありますか。

妊娠期からの切れ目のない支援に該当すると思いますが、子どもの貧困対策や生活困窮者自立支援法の関係で、社会経済的な環境が不安定な子どもの対策について昨今いろいろ出ていますけれども、そういった議論の絡みはどのようになるのか、母子保健をメインに議論されるのか、そのあたり、まだ検討中かもしれませんが、教えてください。

百瀬課長

本心配付の子ども計画の19ページをごらんいただければと思います。妊娠期からの切れ目のない支援という言葉そのまま捉えますと、まさに妊娠期から切れ目なく子育て期、それから18歳以降といったところまで、この言葉の定義としては捉えることが可能です。先ほど障害児保育の検討会の説明でもありましたけれども、妊娠期からの切れ目のない支援検討会につきましても、この1年間の議論でこれを終わるといったようなスケジュールにはならないと正直思っております。予算の関係もございまして、あまり来年度以降の話をすることはできないのですけれども、いずれにしましても、議論は非常に広範に多様なところにわたっているものと思っております。

19ページの図にございますとおり、支援から外れやすい方を青丸で示していて、こうしたところが切れ目のない支援の検討課題としてそれぞれの論点になっていくものと考えております。

例えば、健康診断を未受診の方、こうした家庭がいらっしゃるのも事実です。それから、在宅子育て家庭が特にゼロ歳児が世田谷区では多くなっております。以降、保育所や幼稚園に入っていく家庭があるにしても、3歳、4歳、5歳で保育所、幼稚園に通っていない方もいらっしゃいます。それから、一番下に、悩みや困難を抱えながらも支援につながる

っていない方、いわゆる要支援といったことでいくつか丸で囲んでおります。こうした方々を、妊娠期から切れ目なく、いかに行政としてキャッチして必要な支援につないでいくかが、考えていかなければならない大きな論点だと考えております。

同時に、29ページもごらんいただければと思うのですが、先ほど重点政策の1つとご説明させていただきましたが、右に重点政策ということで大きく3つ掲げさせていただいております。1本の柱で表現しておりますが、このことは何を意味するかというと、1から6の項目全てにこの政策は関わりがあるであろうという捉えでこの検討を進めていかなければならないと考えております。

そうは言いつつも、8月に中間報告をまとめていく段階におきましては、特に乳児期、それから幼児期はやはり子どもの虐待の件数でも特に高い率が出ているところでございます。予算要求の時期と申しましうか、そうしたところに向けては、今、国や都でもいわゆる日本版ニューボラ的な動きがありますので、まずはこうしたものに焦点を当てて検討を進めてまいりたいと思っております。また、その後の27年度の下半期においては、広範な議論ということでその他の項目についての検討を進めてまいりたいと思っております。

香山課長

今、百瀬課長の説明した妊娠期から切れ目のない支援というのはかなり大きく捉えているので、その中で、委員の話にあった貧困対策については、検討会という立ち上げはしませんけれども、去年の国の貧困大綱に基づきまして、今どういう事業をやっているかという情報交換や整理を庁内で行っているところでございます。それが整理され課題が明らかになってくれば、切れ目のない支援の中で議論すべきかも含めて、検討していく必要があるように考えております。

会長

ほかに何か、この検討会でぜひこういう議論をしてほしいというようなご意見をここで出していただければ、事務局が生かしてくださると思っておりますので、もしあれば出していただきたいと思っております。

委員

障害児の保育について、看護師さんの配置というのは保育園の場合は義務ではないわけですが、区内の保育園ではどのぐらい配置があって、その保育園勤務の看護師さんの業務内容がどのぐらい共通認識されながら、具体的にどういう業務をされているのかなど。要するに、医療的ケアが必要なお子さんを受け入れるときには、そういった部分が問題になるのかなということが1つございます。

それから、世田谷区内の保育現場での確認はありませんが、他都市で、例えば児童のデイケアで障害のあるお子さんの通うところと保育園が

一体的に全く同じ場で実施して、もちろん活動によっては別に実施する場面もありますが、同じように過ごしてそこを生かしながら運営しているような保育園もございます。ですから、保育だけではなくて、もう少し広く児童ケア、デイケアのところも議論されればいいなと思います。

それから、私も先ほど委員から発言があったのと同じように居宅訪問型保育事業がどうなるのかということが新制度の中で一番イメージがつきにくいところです。もし自分が訪問型保育の保育士になったら一体何をやるのだろう、どうするのだろうと思ったことがございます。今おそらく、どこの自治体もそこは一步が踏み出せない一番のところかなと思いますので、今後、制度となっている訪問型保育をどうしていくかも検討していく必要があると思います。先ほど事務局からもお話がございましたけれども、今の段階ではとにかく、今後どのように動き出していけばいいのか、そこだけが孤立しないように、地域全体の中で包括しながら実施していけるような仕組みを模索していかなければいけないのではないかなと思っております。

委員

妊娠期からの切れ目のない支援、障害児保育ともに非常に重要な課題で、こうした検討委員会が置かれることに対しては大賛成です。

妊娠期からの支援を考えたときに、この委員構成を見ると保育園の代表の方はいらっしゃらないようですが、実は当園は、出産を迎える親のための学習会を行っています。そこに来て実際にお腹の中でということが起こっているかとか、初めての親たちというのは小さい子を知らないで、実際に保育園の子どもたちのおむつ替えを一緒にやってもらったりだっこしてもらったりと、保育士さんがどのように小さい子にかかわるかを見てもらったりしています。保育園というものを資源として、このテーマに対しても非常に活用できるのではないかなと思います。

その中で社会福祉的な視点からのいろいろなことありますが、例えば妊娠期から18歳ぐらいまで、という話が先ほどさっきありましたけれども、そうではなくて私は12、3歳から妊娠期までという感じで考えたほうがいいのではないかなと思っています。つまり、良いも悪いも義務教育の時期から、子どもというもの、赤ちゃんというものがどんなものかを知り、そこに対する馴れや愛情を育む、そういうものが今の地域社会の中では非常に薄れているところが常に論点になっていると思うので、その辺にも着目した議論もこの中でやっていただけるといいなと思います。

それから、障害児保育ですが、私は保育園の立場から発言させていた

できますが、ここには保育園の園長先生、看護師さん等が入っている
のでその方たちに期待したいところでございます。例えば昨日も双子で片
方の子が心臓に病気を持っていて、ほかに行ったら断られたが、一時保
育で預かってくれないかということでした。当園ではそういう病気など
があるからということでお断りすることは一切ありません。ノーマライ
ゼーションは徹底していこうということでやっています。

とにかく一番大事なことは、集団保育の中に入るといことと、その
子の命の安全を私たちが受け入れることの中で守っていけるのかどう
か、ここが最大の論点でございます。そう考えたときに、受け入れられ
るのかどうなのか。病院の主治医の先生は集団保育が可能だと言ったと
いうけれども、病院の主治医の先生たちは集団保育の現場をほとんどご
存じないのです。都合のよいところだけをピックアップしたイメージで
集団保育を判断すると間違いが起こる可能性が高くなります。現実の集
団保育というものがどんなものをまずお母さんに理解してもらおうこ
とから始めます。お母さんと子どもと一緒に来てもらって、要するに子
ども自身がその環境の中に置かれるわけですので、環境ごと理解して
もらって判断してもらわないといけません。だから、私たちが結論を出す
のではなくて、あくまでも保護者の方が自分の子どもの安心、安全にとっ
てこの場がふさわしいのかどうかを判断してもらおうようにしていま
す。私たちと共有し、合意します。これが大事です。今の制度ですと、
半日、1日という単位ですが、当園では、「1時間でも2時間でもいい
ですよ」ということで初めは幅を持たせてやっております。

環境ということで考えたときに、大抵こういう議論ですと大人の視点
の議論が非常に強く、要するにこの子を受け入れるかどうか、保育士の
数がどうか、費用がどうかという議論に結構なってしまう。けれど
も私は、一番重要なのはその子が置かれる環境の中にあるほかの子ども
たちとの関係だと思っています。その子が置かれた周りの人が全部発達
を遂げた大人たちであれば、正しい判断ができるけれど、1、2歳の子
の中に1、2歳の子が入るわけです。1、2歳の子というのはまだ判断
も発達途上にあるわけです。その子が置かれた環境の子どもたちの発達
ということをよくよく理解した上でのノーマライゼーションでない
と非常に危険なことが起こってくるので、ぜひこの検討会ではそういった
視点も持ってご議論いただきたいと思います。

委員

検討会の名称は保育となっておりますが、学童のところまではまだ特に
考えていないということですか。

田中課長

はい、就学前のお子さんの保育についての議論を予定しており、まだ

その段階です。

会長

よろしいですか。もし、こういうことをぜひ検討してほしいというようなご要望があれば、事務局にお寄せください。いろいろな形で議論は可能だと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、この検討委員会の設置についてはこれで終了とさせていただきます。

(6) 教育・保育事業者認可・指導のしくみの検討について

会長

次に、(6) 教育・保育事業者認可・指導のしくみの検討についてご説明をお願いします。

上村課長

それでは、保育認定調整課長からご説明させていただきます。

今日は、今後この子ども・子育て会議で皆様方にこういったことをご検討願いたいという、事前のお願いという位置づけでございます。

1の主旨に記載してございますけれども、新制度がこの4月から始まったわけです。昨年は、この子ども・子育て会議におきましていろいろなご議論をいただいて、それを踏まえながら支援事業計画ですとか、条例の制定等、新制度の仕組みづくりを行ってきたわけですが、その中で施設や事業の認可基準、あるいは運営基準も決めてまいりました。申し上げるまでもなく、新制度を児童福祉法という面から見れば、区市町村が保育の実施者、実施の責任者という位置づけに引き続きなっております。それと、新しくできました子ども・子育て支援法という面から見ますと、区や市に新たな権限が付与されておりまして、いろいろな役割が期待されていると思います。特に、幼児期における学校教育、あるいは保育の質を守りながら子どもたちの成長、発達を支えていくという大きな役割を区は担っているわけです。したがって、新制度に基づきまして展開されますいろいろな施設や事業の運営に対して、区は、認可を行ったりあるいは指導を行うという立場になるわけですが、その基準を、実際に事業を運営していただいている事業者の皆様方に正確に知っていただく、それを日々の保育に生かしていただく、また、区としてどういう観点から指導を行っていくのかということも明確に示さなくてはならないということがございます。条例ではまだ不足しているところ、あるいは既に認可基準につきましては規則が定められておりますけれども、そういったことも含めまして、まだ足りない部分の規定類を整備し、整理していきたいと考えております。その際に、皆様方のご意見を頂戴したいということでございます。

では今後こういったことを定めようとしているのかということも2

の(1)から(3)までに記載してございます。(1)は、家庭的保育事業等ということで地域型の保育事業ですけれども、こちらの設置、運営の基準は条例で定め、さらに細則も既に定めておりますので、そちらの基準を解説するようなものを策定していきたい。それから、(2)は施設と事業の両方に適用されます運営の基準でして、これが最も基本的な条例になるわけですけれども、これについては規則を定めていない状態です。ですから、そういった規則が必要なのかどうかも含めて、解説にあたるようなものを定めていきたい。それから、支援法は直接、法律に基づいていろいろな指導検査ができることになっているので、実施をするための要綱や詳細の検査基準等を決めていきたいと考えております。

3が今後のスケジュールですけれども、もう既に新制度が始まって、実際は東京都の研修会等も始まっておりますし、指導検査も昨年の続きでもう既に今年度に入って進行しております。また、実際新たに認可された保育園等の運営も始まっています。指導検査も既に稼働している状況ではございますけれども、実務と並行して、8月をめどにこういった内容の中間的な案をこの会議にご提示してご議論していただきたいと考えております。そして、実際的にはそういった細目も定めた上で、秋以降は万全な体制で臨んでいきたいと予定しております。

説明は以上でございます。

会長

わかりました。これは基本的には、ここの会議体を中心になって議論していくということになりますので、ほかの検討会での議論というのはあるかもしれませんが、ぜひ関係の方々についてはよろしく願います。

この問題についてはよろしいでしょうか。

(7) 新計画、新制度の実施にあたっての影響にかかる意見交換

会長

それでは(7)に入るわけですが、最後の議題に入る前に、今ずっと話を聞いていて、おそらく皆さん言いたいことがいっぱいあると思うのです。なので、1人2分以内でお話しいただこうと思います。つまり、この子ども・子育て会議で今後こういう議論をしなければいけないのではないかというようなことについてご意見を頂戴したいと思っています。子ども計画が策定され、そして子ども・子育て支援事業計画が今進みつつあるわけで、このときに一体何をこの中で議論しなければいけないのか。今お話しいただいたように、部会や検討会も立ち上がりました。一体何がこれからこの世田谷の中で必要なのかというようなことを

今日お話しいただき、今後の議論に結びつける必要があります。8月の会議は議題が多いので、1日合宿ぐらいやらないと終わらないのではないかと思いますけれども、議論しなければいけない内容であれば、1日合宿をしてでも議論すべきだと思います。

そうしたとも含めて毎年具体的な評価もしていかなければいけませんので、世田谷区の中で今起きていること等を含めてちょっと共有をしたいと思っています。それにあたって、今年度の待機児の問題や変更した入所基準の影響など、昨年度決めたことの中で一体何がこの4月を迎えて影響があったのかについてはある程度報告いただかないと議論もできないと思います。突然で申しわけありませんが、事務局より少しご報告いただけますでしょうか。皆さんは1、2分でお話しいただけるようにご準備をお願いしたいと思います。

田中課長

お配りしている資料8の9ページ、10ページをご覧ください状況の報告させていただきます。昨年度からこちらの委員の方々にも審査委員を務めていただいている方もいらっしゃるのですが、保育の定員数を増やすということを精力的にやってきました。平成26年に1万3454人だった定員数がこの27年4月に1万4675人と、1,200人程度増えています。一方、待機児がどうなったかということ、平成26年が1,109人、平成27年は1,182人と前年より73人増加しております。

この要因の1つに、まず認可保育園に入りたいという申し込みの方の数字というのが非常に大事になるのですが、その前の年が5,300人だった申込者数が6,100人ぐらいまで上がったということで、単純に800人増えています。ですから、待機児童に加えてさらに新しく入りたいという方が800人増えているという現状にあります。そういった中で、待機児童数が1,180人となっています。ただ、昨年ご議論いただきましたけれども、今後5年間の支援事業計画を国の指標よりも上方に修正していますので、この5年間整備し続けると、定員数では5,000人ほどの定員数拡大となりますので、その段階では0歳を除いて待機児童の問題はなくなってくると考えておりますが、非常に課題が多くございます。

要因のもう1つとして、保育士の確保がございました。保育士の確保についてですが、今年定員数そのものは1,300人程増やしましたが、認証保育所などで保育士の確保ができないということで、定員の弾力化などで増やしていただいていた分で一部定員数が減るということがありまして、減ったところもあります。あと、認可保育園も、新たに開設したところについては非常に保育士の確保に苦戦してしまっていて、国基準に区で上乗せしているのですが、国基準は確保できたけれども、区の上乗せ

部分が確保できないという事態も既に発生しています。来年度についても、保育士の確保については非常に厳しい状況であると各事業者さんから言われていまして、世田谷区も今年、就職関係の人材確保の会社と契約をしまして、ポータルサイトの作成や、地方への就職説明会の展開を考えております。また、家賃助成の仕組み、安心こども基金を使った取組みも導入しております。

もう1つ、保育士確保と近い話にはなるのですが、保育の質を維持、向上させていくには、当然ベテランの保育士が一定数以上いないとなかなか難しいということがあります。ベテランの保育士の確保が非常に難しくなっています。今までの要求水準をすぐに満たすということはなかなか難しいので、保育の質の維持、向上というのは区がバックアップしていきながらやっていかなければいけないなと思っております。区長からも、定員を拡大しながら保育の質は落とすなという指示が出ていますので、それは懸命になって進めていかなければいけないと考えております。

- 会長 ほか聞いておかないとならないところはありますか。
- 委員 指数の変化があるというのは、最後の子ども・子育て会議では決まっていなかったと思うのですが。
- 会長 いえ、保育の入所基準の指数は変更しましたよね。具体的には、0歳の育児休業明けのところについて等を変えましたよね。
- 上村課長 変更しております。資料8の43、44ページに記載しております。
- 会長 これはどういう影響が出ましたか。
- 委員 これからですよ。
- 上村課長 有償受託について、0歳児クラスとそれ以外で5点と6点に差を設ける基準の適用は10月からです。賛否、両方意見はございます。
- 会長 そうした意見はこれから出していただけるのですかね。
- 上村課長 もう既に意見はいただいています。変わってよかったという人もいれば、何で今まで6点だったのが5点に下がるのという人もいらっしゃいます。ただ、0歳の方は育休明けも有償で預けている方も同じだという説明をしています。
- 委員 こども園の移行に関する検討はこれからですか。まだ決まっていないのですか。
- 会長 認定こども園の世田谷区の中での取り組みはどうなるのかということですよ。
- 田中課長 旧制度から新制度へ、従前から運営されていたこども園4園が新制度に移ったというだけです。保育待機児の解消を最優先課題として取り組

を進めておりまして、こども園の具体的な議論というのは正直なところ今はできていない状況です。

委員

区立はどうなっていますか。

大澤副参事

区立幼稚園につきましては、これまであり方検討をしてきまして、基本的には幼保連携型の認定こども園に段階的に移行させていくことになっております。その第1号として、来年度ですけれども、多聞幼稚園を認定こども園にしていくのですが、いろいろな事情がございまして、当面幼稚園型のこども園とする予定です。実は区立幼稚園では平均して8割ちょっとの充足率になっておりまして、私立幼稚園のほうはもっと高く、待機が出ているというお話もございまして、今ここでも議論になっていますように保育待機児が非常に厳しい状況もございまして、幼稚園も非常に充足率が高い中で、単純に幼稚園卒の子どもを保育卒に移行させていいのかという議論がございまして、今後の展開における大きな課題として検討していかなければいけないかと思っております。

会長

大きな課題となったら検討会をつくらなきゃいけないのではないですか。

大澤副参事

もともと昨年8月に区立幼稚園の用途転換等計画というのをまとめさせていただきました。そこでは基本的に、今お話ししたように区立幼稚園が9園あるんですが、5園を区立の認定こども園、4園を私立の認定こども園に移行させていくという形になっております。その中で、大きな課題というのは、もともとの議論が区立幼稚園の充足率が6割ちょっとという状況から始まっていて、最終的な計画案が昨年8月にできたが、その時点では先ほど申し上げたように充足率が8割まで上がっていったという状況の変化がございまして。例えば新宿区の状況を見ると、基本的にはこども園、幼保一体化を進めていたのですけれども、今年度また見直しをして、幼稚園を一部残していきましょうという方向としたという例もございました。その辺も含めて、教育委員会と子ども・若者部と連携しながら調整をしていかなければいけないと思っております。

会長

では、先ほど申し上げましたように1人1、2分ということでご意見を頂戴したいと思います。皆さんの意見を受けて2回目以降の会議に繋ぎたいと思いますので、こんな議論をしなければといった意見をぜひお願いしたいと思います。

では、区民委員の皆さんからどうぞ。こんなことをここで議論したいという希望、自分が抱えている問題意識などをどうぞお話しください。

委員

私の子どもは今、認可保育園に入っています。先ほど、保坂区長から

定員は増やすけれども質を下げないようにという指示が出たというお話がありましたが、私が今認可に入れていて、定員が増えてくると質というものは下げずにいられるのかなという心配はあります。といいますのは、うちの保育園は、分園だったものを本園にしますと突然区からお知らせがありまして、説明会がありました。たしか待機児童があるので20名近くを受け入れますということで、区として、施設の認可としての広さは満たしていますというお話でした。もともと園庭のない保育園の分園として立ち上がった園でして、小さいテラスみたいなスペースがあるのですが、そこでプールをさせていたら近隣から苦情が来まして、今全部防音のシートを張っている状態です。しかも、今までは毎日プールに入っていたのですが、毎日ではできなくなって、今は週に3回と制約を受けている状態です。前に公園もあるのですが、そこでも保育園から帰った後に子どもたちが遊ぶ、といったことでかなり今苦情が来ていまして、つい二、三日前にも、近所の方から苦情が来たということで、帰りに絶対公園には立ち寄りないように、というお達しが来ております。人数が増えたことで、どうしても子どもたちが増えればそれだけ騒音にもなっておりますし、施設としての広さは問題ないかもしれないですけども、入り口などは、15人増えたということで混み合う状況になります。時間ですので以上です。よろしくお願いします。

委員

私の子どもは5カ月になりました、保育ママに預けさせていただいています。私は出産までは仕事をしながら大学院にも行っていたんですけども、今回認可保育園の申請を出したところ、育休に入っていたら大学院に必ず行かなければならない状況でも絶対に預けられないと言われてました。それで、仕事を無給の休業みたいな形にして保育ママに預けるという形でしか子どもを預けることができませんでした。世田谷区だけじゃないと思いますが、もう少し柔軟に話を聞いていただけないと、大学院に行かないと仕事も失うことになりかねなかったので、そこには強い思いがあります。

あと、世田谷に住んで6年になりますが、子育て環境がいいようなイメージで入ってきたけれども全然違うというギャップも常にあると思っています。そこを何とかしたいと思い応募しました。区民委員に選ばれたということを友人に言ったら、「きっと絶対何人か入れなければいけないから区民委員というのは入れられているんだよ」と言われたのですが、そういう形骸化したものではなくて、口うるさいタイプですけども、意見を言えるような立場で、ここに参加させていただけたらいいなと思っています。よろしくお願いします。

- 委員 私の子どもは小学生になったばかりですけれども、これまでたまたま通っている幼稚園が預かり保育を積極的にやってくださっていてとても助かっていたのですけれども、なかなか預けられないお友達もいます。私は社会福祉協議会さんがやっていたらっしゃる地域での預かり事業を一度やってみたいということで伺ったのですが、研修がもういっぱいですと言われました。やはりやりたいと思っているときに受けられないとその先に進めないと思うので、そういう体制づくりなどは考えていただきたいと思っています。
- 会長 ありがとうございます。今の3人が区民公募委員の方ですので、ぜひ周囲の方々のご意見とかご要望もぜひこういうところに持ち込んでいただけたらいいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 委員 私は今、上の娘が3年生、下が年中さんの息子を持っている母親ですが、今のところ私の場合は私立幼稚園に子どもを預けておまして、特に皆さんのように遊び場がないとか、正直そういう経験をしてきませんでした。今回初めてこの委員を務めさせていただくことになって、わからない部分が多々ありますので、もう少し勉強して次回から臨みたいと思います。よろしくをお願いします。
- 会長 遊び場の問題なども議論していきますので、緑が足りないなどいろいろな問題を世田谷区は抱えておりますから、ぜひご意見をお寄せください。
- 委員 この子ども・子育て会議における今後の議論ですとか部会等に関する方向性については、大体今までお話しいただいたようなところで推移していただければ大変ありがたいと思っております。
- 私立幼稚園といたしましては、現在世田谷区がおかれているいろいろな状況の中で、預かり保育に関するさまざまな拡充ないしは見直し等に関してのお話に関今後進めればよいなと思っている部分があります。完全にそうとは申し切れませんが、部分があります。
- それから、東京都も預かり保育につきましては随分興味関心をもって重点施策ということで取り組んでおられまして、経常費補助、一般の補助だったものを全部外に出して、預かり保育を実施した分だけの補助を出すという形に切り替わってまいりました。また、満3歳になったときすぐに幼稚園へ入れるという制度に対しては補助金をプラスしていこうという動きも今東京都の中で出てきております。
- それから、先ほど認定こども園の話がありましたけれども、幼保連携につきましては従来からのこども園さんが幼保連携型に移行をしておりますが、幼稚園由来のこども園さんに関しては、私ども世田谷区私立

幼稚園協会といたしましては、その部分での連携を認定こども園さんと持っていきたいと考えております。

それからもう1点は、先ほど来議論がございましたけれども、保育所の待機児問題は今お話にもあったとおり大変深刻な問題であることは私ども幼稚園も重々承知をしているところでございます。しかしながら、こういう言い方は失礼ですが、全国の3歳未満の3、4割の方々に使われる公費、それからそうでないゼロから2歳の在宅の方々に使われる公費の差が余りにも大きいのではないかと、そのようなことを幼稚園としては考えております。

また、最近舩添知事の会見で、保育士の待遇改善のお話があり、具体的に2万円とか3万円上げるという額のお話まで出てきたようですが、1号に該当する人に対しては処遇改善が及ばないようで、そういうおかしな非整合性を何とかしていただきたいと思っております。

それから先ほど、ポータルサイトのお話がありましたけれども、幼稚園の教諭も大変不足しておりますので、ポータルサイトにリンクさせていただければまことにありがたいです。

会長

まだ言いたいことはたくさんあるでしょうけれども、これからもよろしくをお願いします。

委員

2点あります。

まずは「質」と、先ほどからたびたび出ているのですが、質のガイドラインが出たことで去年は案の時点でしたが、私たち園のほうでもガイドラインの案というのはどういうものなのだろうということで、園内研修を1年間やってきました。すごくいいものだなと感じております。こういう基準があって、私たちはどうなのだろうという見直しができる、活用させていただいていますが、では具体的にもっと深めたいと思っており、そのためにはどうしていったらいいのだろうかということは今考えているところです。保育の質というのは、目配りだったり気配りだったり、ただ口出しすることではなくて、やはりすごく深いものだとして私自身は考えています。先ほど来のベテランがいなくて、ということに関わりますが、私たちの園でもとても運営が大変なので、ベテランが、自分のお給料をほかの若い人に充ててね、といった形で身を引いてやめていったりする方もいます。そういう意味で、本当に質の部分が危うくなってくるのではないかとという危惧があります。

あとは防災としての拠点の話ですけれども、世田谷は防災に強い区にするということで、区長からもお話をいただいておりますけれども、何かあったときにやはり保育所とか保育室も区民の皆さんに活用していた

だくような施設でありたいと思っています。場所がないながらも、なるべく今も防災グッズなどを用意していますけれども、それだけではなくて、園長の資質を高めることも必要だと思っています。いざというときにこういうような活動をしましょう、ですとか、例えば区とは連絡がとれない状態になった場合、具体的に自分で何か決断していく力も必要になってくるのではないかと考えています。その2点です。よろしくお願ひします。

委員

事業者の立場から言いますと、やはり本当に保育士不足が深刻な問題でして、これをクリアできないと、本当にいい保育の提供ができないというのが実態です。あとは、教育制度をいま一度見直していただいて、もう少し質のいい人間を育てていかないと全く使い物にならない二十歳の人間が出てきてしまっているのが現実で、それを一人前の保育士に育てるのに3年はかかるというのが今の実情で、私たちの抱える問題です。

それに伴って、申しわけないのですが、親と子どもとの共育てですね。ここにいる方は違うと思うのですが、子育ては行政がしてくれるものだと思っている親がすごく多く、それではいけないと思います。そこをクリアするには、やはり妊娠の前、高校生のころから、子どもとはどういうものなのか、どうすると子どもはけがをしてしまうとか、危ないことを教えられるシステムをつくっていただきたいと思います。当施設としては、高校生がどんどん実習に来て子どもと接していただいて構わないので、お腹に入る前からの育てをしていただければいいかなと思っています。

あと、外遊びに関しては、今非常に物騒な時代です。この前も世田谷区の子どもを殺すというような脅迫メールが来ていましたけれども、安全をちゃんと確保、担保できる外遊びシステムの構築をしていただければいいかなと考えております。

委員

私は、私個人の意見というよりも、この間、私立園長会の役員会があって、その役員の方たちがみんな共通して危機感を持っていることをお話しします。

1つは、やはり保育の質の問題です。急激に24園もふえ、来年は100園になるという状況の中で、もともといる園長先生たちは、非常にそこに対しての危機感を持っております。株式会社など、入ってくるものは全部受け入れていこうという基本的なスタンスでやっているところですが、やはり自分たちが私立の認可保育園の誇りを持って本当に貧しい時代から一生懸命積み上げてきた今日があるわけで、そのとこ

ろが一瞬にして崩されてしまうような危機感を持っている方もいらっしゃると思います。とにかく入ってくる保育園さんも全て含めて、保育の質を園長会としても何とか維持していくように努力していきたいというところが1つあります。もちろん、自分の園の保育の質を確保していかなければいけないことは大前提です。

また、質のガイドラインはいろいろ活用しています。当園でももう既に勉強会を始めていて、6月にそれを集約していくことになっていますけれども、少し弱いかなと思っており、さらに一步どうやって進めていくかということは今考えているところです。

それからもう1つが、やはり今言われたように保育士の確保ということです。当園に関しては何とか間に合って運営してはいますけれども、やはり本当に足りないといって危機感を持っている園はたくさんあります。当園も少し言いたいことはありまして、当園に決まっていた人がやめたというか、入らなかったのです。何かといたら、世田谷区にとられたとでもいいでしょうか。世田谷区が採用してしまいました。どうしてもここにある歴然とした公私格差、この問題をぜひ取り上げてもらいたいです。

また、当園の職員で世田谷区の試験を受けて、受かって出て行った人もいます。今度は社会福祉士の仕事になるのだらうと思いますが、やはりここでも公私格差を感じまして、ここまで育てたのに連れていかれなかった、といった悲しさがございます。

それから最後に申し上げたいのは、こども園に関してです。今はもう幼保連携型というのは本当に鳴りを潜めているところだし、世田谷区もまだここまで手が回らない、今は待機児対策ということで、それはよくわかっております。ただ、私は理念としての幼保連携ということはとてもよいものであると思っております。今後6年、7年もすればこれがかなり出てくると思いますし、私自身もその理念に従って、働いている親の子だからとか働いていない親の子だからとかいうことではなくて、日本の子どもとして本当に質のいい保育を受ける権利が当然あるので、そういう方向で、世田谷区の幼保連携型こども園の構築をぜひとも温めていっていただきたいと思っております。

委員

私も保育士養成に携わっていますので、しっかりと現場で子どものために働ける学生を養成したいと思っています。

それで、第2期の子ども計画をつくり上げていく中で、ユースミーティング世田谷を含む子ども・青少年協議会で子どもたちの考えや意見をしっかりと踏まえて、またシンポジウムも開かれて、そこでは子どもの

意見をしっかりと聞いてそれを受けとめながら、この計画は子ども中心の理念で作り上げてきたと思います。今後、この子ども・子育て会議では評価、検証をしっかりと行い、本当にいろいろな課題があるわけです。それを一步一步具体化していくということが1つ大きな仕事になってくると思います。ぜひ子どもたち自身が自分たちの世田谷のまちをつくり出しているということを感じられるように子どもの声や意見もしっかりと聞きながら、検証に努めていくというようなところをつくり出してほしいと思っています。「せたホッと」でも、いろいろな困難を抱えた子どもたちの意見が上がってきていると思いますし、あとは子ども・青少年協議会に参加している子ども若者の声をしっかりと受けとめて、一緒にこの計画を具体化していけたらいいなと思っています。以上です。

委員

私も、保育士の養成にかかわっております。少しでも質のよい学生を送り出したいと思っております。

私の受け持っている科の専攻の学生たちは全員保育者になるのですが、その後は、本当に長く続ける保育者と、途中で挫折する保育者とがいます。そして今、公私格差のことが出ましたけれども、保育者の給料が他職種に比べると非常に安いという現実があります。また、公立小学校や中学校の教員と私立の小学校、中学校の教員はそれほど給料の差はないといいますが、逆に私立のほうが高い場合もあるわけですが、保育園、幼稚園の場合は非常に私立の給料が安い。そこをどのように社会的な認知を得ながら、専門性をきちんと担保しながら給与を上げていくかが1つ大きな課題としてあると思います。それとともに、やはり保育の質や保育者の質をどのように社会的な共通認識にしていくかということも多くの人たちとともに論議しながら、内にもった1つの園、1つの保育者集団の中だけの会話に終わらせないで広く共有していき、そしてそこにいろいろな人の考え、価値観、多様性を持って取り組んでいけるようなアクションにつながればいいなと考えております。

委員

私はずっと自分のフィールドとして保育中の事故や保育の質のことを調べたり取材したり研究したりしてきているのですが、新制度に入ってどのように変わるのかなということで大変心配をしていたことがありました。これは世田谷ではなくて他区の話なのですが、この4月からいろいろな情報というか、保護者たちからの垂れ込みがたくさんあります。例えば認可保育所ですが、私も呼ばれて行って見たのですが、3月30日の段階でまだ一度も全員で顔合わせして打ち合わせしていない園がありました。また、4月に入ってから、本当に危機一髪でしたが、

うつ伏せでいた子どもが救急車で運ばれたといったことが、もう現実起きています。その辺りのことを私はすごく心配していて、それが新制度とどう絡んでいるのかという関係性はわかりませんが、急激に保育中の事故が増えているということで、質を守る、それから何より安全を守らなければいけないと思っています。世田谷の質のガイドラインは本当によくできているなと思って私も感心して見ていましたが、安全のことは1ページもなく、安全マニュアルも実は全部見っていますが、17年に策定してから改訂されていなくて、安全に関する常識も変わってきていますので、そういうことも含めて提案していければいいかなと思っています。

また、いろいろなトラブルやコミュニケーションの問題には必ず保護者の方が入ってくるわけです。保護者は保護者、先生は先生、行政は行政でとやっていると、余計に安全が不安になってくるので、そこをうまく連携して行って、みんなで問題を共有化していきつつ、世田谷の保育の質とか安全を守っていくようなものを考えていけるようにならなければいけないと思っています。ですので、そういった論点でお話ができればいいなと思います。

委員

計画の中に、計画策定にあたっての視点が4つございましたけれども、とりわけ「当事者の参加・参画の推進」という点につきまして、松田委員が主体となって運営されている区民版の子ども・子育て会議や各地域でのさまざまな取り組みというものが非常に大事なのではないかと思います。また、きょうご欠席されている委員に、保育園の運営に親が参画することの重要性をよくおっしゃっている方がいますが、「当事者の参加や参画」というものを具体的に区民版子ども・子育て会議ですとかほかのさまざまな仕掛けでどのように進行させていくのかというところを自分としても重要な視点や課題として、この任期を務めさせていただきたいと思っています。

また、計画策定にあたっての視点の2番目の「地域で包括的に支える仕組みの構築」についてですが、高齢者の方々が子どもの騒音に対する異議申し立てをされているという現実がございます。地域の子どもやあるいは子育てにかかわらず、多世代間での包括的なケアシステムというものを体系的に地域で具体的に進めて、高齢者と子ども、多世代の支え合いの中でこういった計画を進めていけると、世代間の断絶や騒音問題の解決にもつながっていくのではないかと思います。

妊娠期からの切れ目ない支援の部分も、地域包括ケアシステムとの連携の視点ですとか、ぜひ自分としては多世代の視点から子ども計画の実

委員

行や進行をいろいろと考えてまいりたいと思います。以上2点です。

保育園を考える親の会の代表をしております。

今、親の会では保育、待機児童その他に関する調査などもいろいろ実施しているわけですが、今現在保護者の声を聞いておりましても、首都圏の待機児童の状況が相変わらず非常に厳しいということを感じております。多くの自治体が待機児童ゼロと公表しているのですけれども、待機児童数というのはもう政治的な数字になってしまって、ほとんど空洞化していると感じております。その中で、世田谷区は真っ当に数字を出してくださっていると感じております。そういった保護者側の厳しい状況を見つつ、一方で各地の保育の状況を見ますと、質と量の相反といいましょうか、やはりどうしても量を増やしていくと質が落ちていってしまうということも肌身で感じているというのが今の現実です。

先日もネットニュースに、「園庭なし、保育室が狭い、保育士が不慣れという三重苦では絶対に保育の質は上がりません」と書いたのですが、そういう状態の園が量的に増えてきている状況が垣間見えております。そのような中で、世田谷区は本当に頑張っ質を確保しようとされていると感じています。私も選定委員をさせていただいておりますけれども、事業者をきびしく選べる状況にはないという世田谷区の待機児童の現状があります。そのような状況の中でも区が非常に関与して質を落とさない努力を一生懸命されているなどは感じております。ですから、8月に予定されております教育・保育事業者認可指導の仕組みの検討については私も非常に深刻に受けとめておりますので、どれくらい議論できるかわからないのですが、よく考えて参加したいと思っております。

基準、そして指導は、保育内容の指導はもちろんですが、施設会計面の指導も重要だと思っています。また、情報開示を通じて保護者の目を育て、保護者に質の維持に参画してもらうということも大事なのではないかと感じております。このようないろいろなことを考え緊張感を持っておりますので、よろしく願います。

委員

私は、地域で子育ての活動をしている人たちのネットワークづくりをやっています。最近1年間に8,000人ぐらい子どもが生まれて、様々な子育て支援活動がとても追いつかない、というのが世田谷の状況だと思うのですが、この子ども・子育て会議に関しては、私は本当にすごいなと思っています。例えば、今回公募委員が2人から3人に増えていて、進化していると思っています。また、この場ではなかなかできないような議論は部会を設置して、より多様な人たちから話を聞けるような仕組みをつくり、その部会に関しては庁内の部署を超えた議論にしてくださ

っています。外遊びの検討会は公園の所管が入っており、そういった庁内での横串の姿勢も見えてきて、おもしろいなと思っています。今後も、介護と子育ての両立となるダブルケアや防災のことなども、もう少しほかの部署と連携しながら、子ども分野がより発信することができればいいなと感じています。

計画ができたわけですから、拡充や質を深めることを進めていくわけですが、量の拡充については計画に基づき着々と進めてほしいと思います。質の部分については手法も含めてこれからだと思っていますので、給付事業の教育・保育だけではなくて、地域子育て支援事業についても深めていきたいと思っています。例えば、今までふれあい子育て事業はありましたけれども、今年初めて世田谷区にファミリーサポートセンターが誕生するので、どうやって地域の人たちに人材協力をしてもらいながら進めるのか。ただ行政か誰かがやってくれというだけではなく、区民の人たちが協力できる部分を探しながら実施できるといいなと思っています。そういう意味では、区民版子ども・子育て会議をいろいろなところで開催するなど、何か私たちのほうもできることがありそうだと思います。

あと1点だけ、働き方のところですけども、基礎自治体ではなかなかやりようがないのかもしれませんが、ワークライフバランスもどう進めていけばよいか、並行して進めていかないと子ども家庭は厳しいなと感じています。

会長

時間内でのご発言にご協力いただきありがとうございました。

このような協力的な皆さんで会議ができるので、おそらく評価、検証も厳しく、かつおおらかにできるかなと思っています。今の議論の中で、いくつか見えてこなかった課題もあります。私は、この会議の会長としてこれから事務局と連携をとりながら、皆さんの議論をきちんと柱立てしていきたいと思っています。

私もこの歳になって、こんな大変な役を全部背負わなければいけなくなるとは思わなかったのですが、子ども・青少年協議会の委員も務めておりますので、こうなると私は妊娠期から39歳まで世田谷の計画を考えていくのかと思いながら、今お話を聞いていました。世田谷のような広く、そしていろいろな世代が入り込むような地域になってくると当然ですが、いろいろな形で困難を抱えている世帯があって、いろいろな課題を背負わなければいけません。なおかつ、背負うと同時にこれから入ってくるであろう、外国人の方々の対応をどのように考えていくのか。いわゆる国際化問題を世田谷はどう考えるかということは意見が出なか

ったのですが、基本概念の議論の際には出まして、もうこの問題に関して世田谷はかなり遅れているところです。ほかの自治体は、もっと進んでいるというよりは実際に増えているからなのですが、そういう意味では世田谷も増えてくると思うので、これからもっと考えていかなければいけないと思います。やはり課題を抱えている世帯の中には多国籍の方たちがかなりいらっしゃるので、この問題については考えなければいけないということが1点です。

それから、待機児問題に目を向けると、入れない方々にきちんと調査をかけてほしいと思っています。一体何を希望していらっしゃるのか、どういう暮らしを希望していらっしゃるのかということの中で、本当に今のサービスの仕方でいいのかを考える必要があります。具体的には、今回まだ議論ができていませんが、いわゆる保育のコーディネーターを一体どういう形で設置していくことがこれから必要なかということです。それは、コーディネートをしていく人たちの質の問題にもかかわってきます。保育者の質だけではなくてワーカーたちの質にもかかわってきて、本当に必要なサービスを必要な人に届けられているのか、必要なサービスを提供できているのかということについても議論しなければいけません。

先ほど何人かの方がおっしゃってくださっていましたけれども、こども園は市部では、保育園の認定こども園化も進んできていて、来年になったらより進むだろうと私は思っています。おそらく、保育園のこども園化も急速に進む中で、やはり国の議論で、学校教育という教育の議論が落としたある種の遺恨というものが大きく影響してくるなと思っています。そういう意味で、やっぱり質の議論を重ねながら世田谷はこども園の議論をどうするのか、緊急で議論しなければいけないと思っています。

私が烏山の保育ネットを立ち上げて今年で10年目を迎えます。保育の質を担保するのは競争ではなくて協力であるということがネットワークの基礎にあるわけです。ここに世田谷の地区の活動のよりどころを持ったわけで、それぞれの形は違うけれども、地域の子どもたちの育ちというものに専門家やいろいろな活動をする市民たちがもっと力を合わせようという理念を持ったところから10年経ちました。この間、何かしなければいけないと言いながら、多くの人たちが保育ネット等に参加し、地区で協力しながら世田谷の保育というものの質を落とさないようにしてきました。そして協力し合いながら保育が展開できる土台づくりはやってきたわけですが、協力者を急増させなければならないという状

況について言えば、ある種うれしい悲鳴です。私は過疎の地域の計画をつくるお手伝いをしていますが、本当に東京に全部子どもをとられて子どもがいなくなるという状況です。保育士だけではなく、今度は子どももいなくなるという地域もあるわけで、そういう意味で言えば、世田谷はこれだけ子どもや子育て家庭を引き受けていることの責任があり、そこでの具体的な取り組みをきちんと示していかないといけないと思いますので、ぜひ皆様のご協力をお願いして、これからの議論を展開したいと思っております。

本当にどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

香山課長

本日はさまざまなお立場からお話、思いをご発言いただき、そうした思いを持ってこの委員を務めていただいていることを私どもも重く受け止めさせていただきます。今年度あと3回の会議を予定しておりますが、貴重なご意見をいただけると期待しておりますので、どうぞよろしくご願いいたします。

事務局から2点ほど連絡がございます。本会議の議事録につきまして、おおむね2週間後に皆様にメール等でお送りいたしますので、ご自身のご発言の部分の確認または修正をお願いいたします。その後、区のホームページで、本日の資料とともに議事録として公開させていただきます。

もう1点は、先ほどからお話させていただいております第2回以降の日程調整をさせていただきたいと思っております。

[日程調整]

香山課長

それでは、第2回は8月6日木曜日、第3回は12月11日金曜日、第4回は1月22日金曜日、それぞれ午前9時半から11時半で仮決定させていただきます。日程につきましては、改めてメール等でご連絡させていただきますのでよろしくご願いいたします。

本日は、長時間にわたり誠にありがとうございます。

以上をもちまして、第1回子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。